

追 加 議 案 一 覧 表

第 3 8 号 議 案	瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部改正 について……………	1
第 3 9 号 議 案	令和 8 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 2 号）…	別冊
第 4 0 号 議 案	令和 7 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	別冊
同 意 第 1 号	瀬戸市固定資産評価員の選任について……………	別途

8年市長提出第38号議案

瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部改正について

瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月24日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市立学校体育施設使用料条例（平成14年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前		
(趣旨)				(趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、瀬戸市学校体育施設スポーツ開放に関する規則（昭和51年瀬戸市教育委員会規則第5号）に規定する開放施設のうち照明設備及び空調設備を利用する場合の使用料について必要な事項を定めるものとする。				第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、瀬戸市学校体育施設スポーツ開放に関する規則（昭和51年瀬戸市教育委員会規則第5号）に規定する開放施設のうち照明設備を利用する場合の使用料について必要な事項を定めるものとする。		
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）		
施設	設備	単位	金額	施設	単位	金額
小学校（陶原	照明	<省略>	<省略>	小学校屋内運	<省略>	<省略>
小学校を除く	空調	1時間に	800円	動場		
。）屋内運動		つき				
場						
陶原小学校屋	照明	1時間に	210円			
内運動場		つき				
	空調	1時間に	1,200円			

		つき				
中学校屋内運動場	照明	<省略>	<省略>	中学校屋内運動場	<省略>	<省略>
	空調	1時間に	1,200円			
		つき				
中学校柔剣道場	照明	<省略>	<省略>	中学校柔剣道場	<省略>	<省略>
中学校校庭	照明	<省略>	<省略>	中学校校庭	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、小中学校屋内運動場の空調設備設置に伴い、瀬戸市立学校体育施設使用料条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。